

28宗健第10476号
平成29年1月31日

宗像市監査委員 佐藤 光俊 様
宗像市監査委員 小島 輝枝 様

宗像市長 谷井 博美
(健康福祉部健康課)

定期監査の結果に基づく措置状況について(報告)

平成29年1月20日付28宗監第10104号で通知のあった標記の件について、別紙のとおり報告します。

定期監査の結果に基づく措置状況について（報告）

（別紙）

（健康課）

定期監査実施日：平成28年1月20日

監査対象年度：平成27年度

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 宗像市福祉有償運送運営協議会に関する事蹟について 附属機関の会議の議事録への署名については明確な規定がないが、そのような中で、協議会の議事録において、事務局が委員の中から会議の議事録署名人を指名している。 これについては、議事録に対する署名が、その会議の議事録の真実性を担保するためのもので、また、それが協議会の記録としても重要な意味を持つものであることから、その前段となる署名人の決定についても協議会が行うべき重要事項と考えるので、署名の可否を含め、議事録の記録方法を整理されたい。</p> <p>(2) 住民健診検査費用清算金について 平成20年度及び平成22年度の事業において、受診資格がない者が検査を受診していたことが検査実施後になって発覚したため、受診した者に対して検査に要した費用の返還を求めたが、支払いに応じず未納となっているものがある。これに対して歳入の調定処理は継続して行われているが、対象者に対する請求を行っていないので、対象者に対する返還請求を適正に行われたい。</p> <p>(3) 宗像市大島福祉センターの指定管理に関する事蹟について ア 指定管理者に対して指定管理業務の協定締結に係る保証金を免除しているが、業務に係る基本協定書を締結するための起案文書に保証金を免除する旨とその理由を記載していないので、事務処理を適正に行われたい。 イ 指定管理者から提出された事業計画等の書類の一つである「管理業務の体制」について、基本協定書第12条で規定</p>	<p>(1) 宗像市福祉有償運送運営協議会に関する事蹟について 議事録に対する署名の意義について協議し、議事録署名人は、会長が指名し、出席委員の了解を得るよう改めました。</p> <p>(2) 住民健診検査費用清算金について 住民健診検査費用については、相手方に対して返還請求の手続きを進めるとともに、債権の発生から相当の期間が経過し、未納が解消しない状況を勘案し、関係法令等に基づき、今後の債権管理のあり方について検討しました。</p> <p>(3) 宗像市大島福祉センターの指定管理に関する事蹟について ア 次回（平成29年度）、基本協定書を締結するときから、保証金免除の旨とその理由について、起案文書に明確に記載することとしました。 イ 平成29年度からは、「管理業務の実施計画」の中で管理業務の施設の維持管理に関する内容を記載するよう改め、関係</p>

した業務責任者の氏名が記載されていない。また、「管理業務の実施計画」についても施設の維持管理に関する内容が含まれていないので、書類受領時の確認を徹底されたい。

ウ 基本協定書第21条に基づく利用者アンケートの実施状況について確認したところ、利用者からの要望等は口頭で申し出られており、用意したアンケート用紙が使用されていない。また、そのため要望等の内容と対応結果が事蹟として残されていないとの回答を受けたので、実情を踏まえ、利用者アンケートのあり方を検討されたい。

(4) 宗像市福祉有償運送運営協議会に関する事蹟について

ア 福岡運輸支局長から福岡運輸支局の職員を協議会の委員に推薦する推薦書が提出されているが、推薦者である福岡運輸支局長の公印が押印されていないので、公印の押印を求めるとともに書類受領時の確認を徹底されたい。

イ 協議会の議事録に出席した委員の氏名が記載されていないので、出席者を明記されたい。

(5) 宗像市食生活改善事業業務委託料に関する事蹟について

委託契約書中の「宗像市契約約款」と「業務委託仕様書」で、委託料の請求と支払条件の記載内容が異なっているので、記載内容を整理されたい。

(6) 介護予防いきがづくり事業に関する事蹟について

事業の受託者から提出された担当技術者の履歴書には技術者が有している法令による免許資格が記載されているが、それを証する資格証の写しが添付されていないものがあるので、書類受領時の確認を徹底されたい。

(7) 臨時福祉給付金コールセンター人材派遣業務に関する事蹟について

書類について記載漏れ等がないよう確認を徹底することとしました。

ウ 利用者からの要望等を把握し、業務改善等に反映できるよう、引き続きアンケート用紙を施設に準備することとし、口頭での要望等を含めて事蹟に残すよう、指定管理者に対して再度、指示しました。

(4) 宗像市福祉有償運送運営協議会に関する事蹟について

ア 次回、委員の推薦を依頼するときから、公印の押印を求めるとし、書類を受領するときに確認を徹底することとしました。

イ 協議会の議事録に、出席者名を確実に記載するよう改めました。

(5) 宗像市食生活改善事業業務委託料に関する事蹟について

契約約款と仕様書とで記載内容が相違する箇所について確認し、両者の整合が図られるよう仕様書の内容を改めました。

(6) 介護予防いきがづくり事業に関する事蹟について

次回、契約を締結するときから、受託者に対して資格証の写しを添付するよう指示するほか、書類を受領するときに確認を徹底することとしました。

(7) 臨時福祉給付金コールセンター人材派遣業務に関する事蹟について

業務の受託者から提出された担当者届及び工程表の担当者欄に担当者の氏名等の記載がないので、書類受領時の確認を徹底されたい。

(8) 郵便切手受払簿について

平成 2 7 年度分の郵便切手受払簿に課長の検印がないので、事務処理を適正に行われたい。

受託者に対して、提出書類の記載漏れがないよう指示するほか、書類を受領するときに確認を徹底することとしました。

(8) 郵便切手受払簿について

郵便切手の受払いの都度、郵便切手受払簿に検印するよう改めるとともに、課内会議を開催し、周知を徹底しました。